

# 生衛 やまがた

第230号

編集・発行 公益財団法人 山形県生活衛生営業指導センター  
〒990-0033 山形市諏訪町2丁目1番60号  
☎(023)623-4323 <http://www.seiei.or.jp/yamagata/>



## 後継者育成支援事業

若年層の生活衛生業界に対する職業観の向上と業界経営者の高齢化に伴う後継者不足対策として、高校生を対象としたインターンシップ事業を7月下旬から8月上旬の夏休み期間中に実施しました。今年度は計39名の方々が、それぞれ希望の業種で就業体験をおこないました。

連日の猛暑の中、参加した生徒の皆さんは緊張しながらも、慣れない作業を真剣に取り組んでいました。今回の貴重な体験を通して生衛業に対し興味を持ち、職業の選択肢のひとつとして考えてもらうことを期待します。

お忙しい中、ご協力いただきました関係者、関係機関の皆様へ深く感謝いたします。



◇経営の相談は指導センターへ◇

# 11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です！

一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会、各生活衛生同業組合連合会等は、11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関連団体との連携のもとに、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という）の周知広報や組合活動活性化の取り組みを重点的に展開します。

生衛組合は、生衛法に基づき設立された、衛生水準の維持・向上等を使命とする同業者の組織であり、生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の推進においても重要な社会基盤です。しかしながら、生衛法の制定後60年余が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員や生衛業関係者の意識の希薄化、組合員の減少等によって組合の組織基盤の脆弱化が進んでいることも否めない状況にあるため、生衛組合の周知広報や組合活動活性化の取り組みを重点的に展開することとしています。

なお、山形県生活衛生営業指導センターにおいても本事業に共催し、生衛組合の周知広報事業の実施など事業協力を行ってまいります。

## 組合加入への呼びかけをお願いします！

### ◆◆◆◆ 組合員の皆様！ ◆◆◆◆

組織の強化拡大と業界発展のため、まだ組合に加入していない同業者への呼びかけをおねがいします。生活衛生同業組合は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）」に基づく営業者の自主的な活動団体で次のような活動を実施しています。

- 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金斡旋
- 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- 組合員の福利厚生や共済に関する事業等



## 組 合 加 入 の メ リ ッ ト

- ★日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件
  - ①融資限度額が大きい・金利が低い
  - ②無担保、無保証の「生活衛生改善資金貸付の融資制度」がある
- ★カラオケなどの音楽著作権使用料の割引が受けられる（一部組合）
- ★融資、経営、衛生、法律各種手続き、技術、苦情等に関して無料で相談指導が受けられます
- ★各種保険、共済制度に加入できます
- ★各種の表彰制度（知事、大臣等）が受けられ、社会的な信用もアップ

《各同業組合の事業等については直接組合事務局へお尋ねください》

組合名	所在地	TEL
山形県理容生活衛生同業組合	〒990-0834 山形市清住町3-2-65	023-645-3525
山形県美容業生活衛生同業組合	〒990-0053 山形市薬師町1-4-25	023-641-5222
山形県クリーニング業生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-641-5128
山形県興行生活衛生同業組合	〒990-0885 山形市嶋北1-2-2	023-682-7224
山形県旅館ホテル生活衛生同業組合	〒990-8570 山形市松波3-2-12	023-622-4891
山形県麺類飲食生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-632-5246
山形県食肉生活衛生同業組合	〒990-2447 山形市元木3-1-22	023-622-4355
山形県料理飲食業生活衛生同業組合	〒990-0042 山形市七日町4-6-16	※詳しくは指導センターまで
山形県鮎商生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-622-2918
山形県喫茶飲食生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-624-2018
山形県社交飲食業生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-631-8364

◇クリーニングはSマークのお店で◇

# クリーニング師研修及び業務従事者講習実施のお知らせ

令和5年度クリーニング師研修及び業務従事者講習を下記のとおり開催いたします。  
 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は3年を超えない期間ごとに、クリーニング業法に定められた研修を受ける義務があります。

また、クリーニング所の業務従事者についても営業者は従事者の5分の1（端数を生じる場合は切り上げ）について3年を超えない期間ごとに法に定められた講習を受けさせる義務があります。  
 ※ただし、クリーニング師がクリーニング師研修を受講している場合は、クリーニング師1名につき業務従事者5名分の講習を受講したものとみなされます。

## ●クリーニング師研修

	日 時	会 場
村山会場	令和5年11月1日(水) 13:30～	山形市江南公民館 4階講堂 (山形市江南1-1-27)
庄内会場	令和5年10月25日(水) 13:00～	酒田勤労者福祉センター 多目的ホール (酒田市緑町19-10)

## ●クリーニング業務従事者講習

	日 時	会 場
村山会場	令和5年11月2日(木) 13:30～	山形市江南公民館 4階講堂 (山形市江南1-1-27)
庄内会場	令和5年10月26日(木) 13:00～	酒田勤労者福祉センター 多目的ホール (酒田市緑町19-10)

クリーニング業者の方に届出義務があります

クリーニング師が異動(雇用・転勤・退職等)した場合の届出を忘れずに!!

### ここがポイント

- クリーニング所開設時に届け出た事項(開設届)に変更があったときは、営業者は保健所に変更届の提出が必要です。(例えば、施設の名称・代表者の変更、施設の構造設備の変更、クリーニング師の変更等)
- 従事するクリーニング師に、雇用・転勤・退職・死亡等の異動があった場合は、速やかに届出をしましょう。
- 届出を行わないと、実際には従事していないクリーニング師宛にクリーニング師研修の受講案内が届くことになります。
- 引退や病気等で変更届を提出しても、クリーニング師免許の返納は求められません。(クリーニング師が死亡した場合には、クリーニング師免許を交付した都道府県知事に対して、免許を返納しましょう。)

# 11月は標準営業約款普及登録促進月間です!

標準営業約款制度「Sマーク」は消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

マークのある理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、Safety【安全】・Standard【安心】・Sanitation【清潔】の3つのSをお約束させていただきます。

未登録店の方は是非この機会にご検討ください!

- ◆標準営業約款登録は毎年2月と8月に行うこととなっております。
- 詳細は(公財)山形県生活衛生営業指導センターまでお問い合わせ下さい。☎023-623-4323

### 手数料

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (1) 再登録の場合 (有効期間5年間)  |        |
| 登録手数料                 | 2,360円 |
| 標識代                   | 1,300円 |
|                       | <hr/>  |
|                       | 3,660円 |
| (2) 新規登録の場合 (有効期間3年間) |        |
| 登録手数料                 | 6,600円 |
| 標識代                   | 1,300円 |
| 掲示板                   | 2,000円 |
|                       | <hr/>  |
|                       | 9,900円 |

## 社交組合からのお知らせ

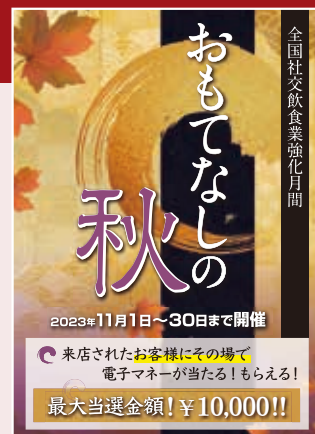
秋のおもてなし  
キャンペーン

全国社交組合連合会が主体となって、コロナ禍で冷え込んだ業界と地域の活性化を目的に、全国社交組合店対象の「秋のおもてなしキャンペーン」が開催されます。

キャンペーン期間 令和5年11月1日から11月30日

会計時お客様のスマホで登録店QRコードを読み込ませるとその場で最大10,000円の電子マネーが当たります。ぜひ社交組合キャンペーン参加店をご利用ください。

詳しくはこちら ☎山形県社交飲食業生活衛生同業組合 TEL 023-631-8364



日本公庫ダイレクト  
お取引先さま専用サービスご利用のみなさまへ配信

# 5 社長にお届け! 分門コラム

— 毎月第1火曜日配信 —

「日本公庫ダイレクト」お取引先さま専用サービスご利用のみなさまへ、話題のテーマや経営に役立つ情報について、専門家が解説したコラムを無料でメール配信いたします。

※ご利用には、「日本公庫ダイレクト」会員登録に加えて、お取引先さま専用サービスの利用申請と、「メールマガジン登録」において、「日本公庫からのご案内」の選択が必要となります。会員登録等の方法は、末尾の二次元コードをご参照ください。



＼日本公庫のサービスをもっと身近に！／  
日本公庫 **ダイレクト**

会員登録はこちら

登録方法を  
動画でご案内



[https://direct.jfc.go.jp/w000\\_TopB](https://direct.jfc.go.jp/w000_TopB)



<https://www.jfc.go.jp/n/finance/direct/index.html>